

新温泉町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し、必要な事項を定める。

2 適用範囲

この方針は、本町の全ての部署等が発注する物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（Ａ型、Ｂ型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

（２）障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

（３）障害者を雇用している企業等

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所

重度障害者多数雇用事業所の要件（（ア）～（ウ）の全てを満たすもの）

（ア）障害者の雇用者数が 5 人以上

（イ）障害者の割合が従業員の 20%以上

（ウ）雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上

（４）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達の目標

調達目標額は、1,000 千円とする。

5 調達の推進方法

障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報収集を行い、庁内各部署へその情報を提供する。庁内各部署はその情報に基づいて障害者就労施設等から物品等を直接調達する。

6 調達方針及び調達実績の公表

この方針を策定したとき及び調達実績をまとめたときは、町ホームページ等により公表する。

7 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉課とする。

8 策定日

令和7年7月1日